平成２７年（フ）第５９号
千葉県船橋市豊富町654番地34
債務者　加藤佳代子
1　決定年月日時　平成27年４月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月15日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２７年（フ）第２９号
高知県高岡郡日高村本郷509番地１
債務者　坂本　弘子
1　決定年月日時　平成27年４月22日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月15日まで
高知地方裁判所破産係

平成２７年（フ）第７３号
高知県土佐市出間2163番地
債務者　土居　　孜
1　決定年月日時　平成27年４月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月15日まで
高知地方裁判所破産係

平成２７年（フ）第６２号
愛知県豊橋市中岩田６丁目１番地　15―403
債務者　中野　道子
1　決定年月日時　平成27年４月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月８日まで
5　免責審尋期日　平成27年６月８日午後１時15分
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２７年（フ）第１３５６号
大阪市大正区三軒家西１丁目22番25号　メゾン寄川201号、前住所大阪市大正区千島２丁目４番１―545号
債務者　田原　和之
1　決定年月日時　平成27年４月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月10日まで
5　免責審尋期日　平成27年６月19日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第１４３１号
大阪府茨木市西安威１丁目14番21号
債務者　筑井　一哉
1　決定年月日時　平成27年４月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月10日まで
5　免責審尋期日　平成27年６月19日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第１５６８号
大阪府吹田市青山台４丁目24番６号
債務者　丸山　　實
1　決定年月日時　平成27年４月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月10日まで
5　免責審尋期日　平成27年６月23日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第１８１号
静岡市清水区興津中町625番地の１　県営興津団地６棟307号
債務者　上田　孝幸
1　決定年月日時　平成27年４月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月16日まで
5　免責審尋期日　平成27年６月17日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第７９号
愛知県刈谷市泉田町欠ノ上11番地２　市営伊勢倉住宅Ａ棟301号
債務者　千田　典子
1　決定年月日時　平成27年４月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月17日まで
5　免責審尋期日　平成27年６月４日午後２時
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２７年（フ）第４０４号
神奈川県大和市中央林間４丁目29番24号　グランメール中央林間401号
債務者　手塚　友規
1　決定年月日時　平成27年４月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月18日まで
5　免責審尋期日　平成27年６月19日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第４４９号
横浜市保土ケ谷区東川島町38番地28　ネオステージ上星川壱番館Ａ102号
債務者　吉川　　誠（旧姓藤原）
1　決定年月日時　平成27年４月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月18日まで
5　免責審尋期日　平成27年６月19日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第５５９号
神奈川県藤沢市辻堂元町５丁目４番９号　ジュネパレス藤沢第11―102号室
債務者　月輪　時也
1　決定年月日時　平成27年４月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月18日まで
5　免責審尋期日　平成27年６月19日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

破産手続廃止及び免責許可決定

平成２６年（フ）第３５９号
神奈川県川崎市川崎区浅田４丁目16番17号　グランドゥール201、申立時の住所新潟市東区白銀２丁目４番地２
破産者　洪　　炅任
1　決定年月日　平成27年４月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所民事部

破産手続終結

平成２５年（フ）第２４０号
奈良県大和郡山市小泉町918番地
破産者　株式会社ティーエム食品
1　決定年月日　平成27年４月20日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
奈良地方裁判所

平成２６年（フ）第９６８号
東京都青梅市小曾木４丁目2590番地青梅愛弘園
破産者　林　　早苗
1　決定年月日　平成27年４月21日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２６年（フ）第１０７７号
埼玉県入間市森坂３番９号第１森坂ハイツ102
破産者　亡林憲治相続財産
1　決定年月日　平成27年４月21日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所立川支部民事第４部